

南房総市学校外教育サービス利用助成事業参画事業者募集要項

平成 27 年 4 月 作成

平成 27 年 5 月 一部修正

平成 28 年 4 月 一部修正

平成 28 年 4 月 一部修正

令和 4 年 6 月 一部修正

令和 6 年 4 月 一部修正

令和 6 年 8 月 一部修正

南房総市教育委員会

子どもたちが学力や学習意欲の向上を図り、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学習塾や文化・スポーツ教室等の学校外教育サービスの提供を受ける際に利用できるバウチャー（クーポン券）を交付する学校外教育サービス利用助成事業を行うため、当該事業に参画する事業者を募集します。

1 本事業の概要

学習塾や文化・スポーツ教室（※）での学校外教育サービスの提供を受ける際に利用できるバウチャー（クーポン券）（以下、「教育サービス利用助成券」という。）を交付します。

※ 文化・スポーツ教室の範囲については、「2 参画事業者の登録申請（1）登録の条件」を参照してください。

（1）交付の対象者

対象要件	対象者数
以下の要件を満たす方を教育サービス利用助成券交付対象者とします。 (1) 小学校等に在籍する小学校 5 年生及び小学校 6 年生の児童の保護者で南房総市に居住し、かつ、南房総市の住民基本台帳に登録されている者。 (2) 中学校等に在籍する中学校 1 年生～3 年生の生徒の保護者で南房総市に居住し、かつ、南房総市の住民基本台帳に登録されている者。	約 1100 人

※ 交付対象者のうち、交付申請を行い、南房総市が交付を決定した方に教育サービス利用助成券を交付します。

(2) 教育サービス利用助成券

ア 金 額

利用者の区分	助成金の額（年額）
小学校5年生及び小学校6年生（特別支援学校にあっては、小学部5年生及び小学部6年生）	48,000円
中学校1年生から中学校3年生まで（特別支援学校にあっては、中学部1年生から中学部3年生まで）	60,000円

イ 助成期間

4月から3月まで（申請時期により異なります。）

ウ 交付方法

上記12箇月分を交付決定した者に一括交付します。（申請時期により異なります。）

エ 形 態

紙クーポン（1,000円券×助成金額に応じた枚数）

オ 使用上の注意事項

(ア) 額面金額以上の支払いにのみ利用でき、利用者は、学習塾や文化・スポーツ教室から釣銭を受け取ることはできません。

(イ) 教育サービス利用助成券を交換、譲渡、売買し、又は偽りその他不正な行為により使用することはできません。

カ 換 金 率

教育サービス利用助成券利用総額に100%の換金率を乗じた額を南房総市が学習塾や文化・スポーツ教室に支払います。

2 参画事業者の登録申請

南房総市学校外教育サービス利用助成事業で使用する教育サービス利用助成券を取り扱うには、南房総市学校外教育サービス利用助成事業参画事業者（以下、「参画事業者」という。）の登録申請手続きが必要です。

(1) 登録の条件

以下のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

ア 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の趣旨を尊重するとともに社会総がかりで子どもを育成する取組みの一翼を担う意思と意欲を持った事業者であること。

イ 本事業の趣旨・目的に賛同し、小・中学生の学力向上並びに心身の健全な発達に寄与する良質な学校外教育サービスを提供すること。

ウ 教育サービス利用助成券の不正使用の防止はもとより、本事業の適正な運営を担うとともに当該サービスの利用に際しての利用児童・生徒の安全・安心を確保すること。

エ 小・中学生を対象とする学校外教育サービスを、その内容と価格を明示し、おおむね一年以上継続して有償で提供している実績を有している事業者（法人、任意団体及び個人事業主）であること。

また、家庭教師、出稽古等の訪問によるサービス提供を行う事業者は、登録又は雇用した教師等を派遣する形態であること（個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態及び教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない。）。

オ 提供する学校外教育サービスが、次のいずれかに該当すること。

(ア) 小・中学生を対象として、特定の事業所に生徒を集め、集団又は個別に補習、教科指導等の学習指導を行うプログラム。

(イ) 主に小・中学生を対象として、文化活動又はスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると南房総市が認めるもの※。

※文化・スポーツ教室について

(例) 文化教室：音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、写真、演劇、パソコン、囲碁、将棋、華道、茶道など

スポーツ教室：器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスなど

登録申請に際して、御質問や御不明な点は、南房総市教育委員会にお問い合わせください。

(ウ) 通信教育、自宅でのeラーニング（遠隔教育）等の通信によるサービス

カ 提供する学校外教育サービスが、特定の個人や団体のみを対象とせず、広く参加を募っていること。

キ サービスの対価として徴収する費用が、回数や時間数などの単位で明瞭に設定され、それが明示されていること。

ク 名簿、出席記録等の記録が整備され、児童・生徒の出欠、参加、指導履歴等の管理が適切に行われていること。

また、家庭教師、出稽古等の訪問によるサービス提供を行う事業者は、これらに加え、事業者と教師等が締結する契約書等の管理が適切に行われていること。

ケ 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれる事業者であること。

コ 個人情報の保護について万全を期していること。

サ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

シ 政治活動（特定の政治思想を支持又は反対するために行われる活動及び特定の公職者若しくはその候補者又は政党を推薦、支持又は反対する活動）又は宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと。

ス 納税義務者にあつては、納税すべき税金を完納していること。

セ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が事業者の中にいないこと。

ソ 公序良俗に反する活動をしていないこと。

タ 利用者から徴収したサービス提供に係る対価を、企業会計原則に基づき経理処理を行い、税法上の税務申告を行っていること。

チ 南房総市学校外教育サービス利用助成事業実施要綱及び本募集要項並びに関係法令を遵守すること。

（２）登録申請書類

同一事業者で複数の教室を登録する場合や、教室型、訪問型及び通信サービス（※）の複数のサービスを登録する場合は、それぞれ登録申請書類を提出してください。ただし、追加で教室、訪問型サービス及び通信サービスを登録する場合は、①・②以外は提出不要です。

※ 教室型・訪問型・通信サービスについて

- ・ 教室型【特定の事業所に児童を集め、集団又は個別で指導を行うもの】
- ・ 訪問型【児童の自宅等に訪問して指導を行うもの】
- ・ 通信サービス【インターネット等により補習又は教科指導を行うもの】

法 人	①	南房総市学校外教育サービス利用助成事業参画事業者登録申請書 (第6号様式)
	②	参画事業者登録申請書 補足書類
	③	法人の登記簿謄本又は登記事項証明書 【発行後3箇月以内のもの】

任意団体	①	南房総市学校外教育サービス利用助成事業参画事業者登録申請書 (第6号様式)
	②	参画事業者登録申請書 補足書類
	③	団体の規約等
	④	役員名簿

	⑤	事業計画書
	⑥	収支予算書
	⑦	前年度の事業報告書及び財務諸表

個人	①	南房総市学校外教育サービス利用助成事業参画事業者登録申請書 (第6号様式)
	②	参画事業者登録申請書 補足書類
	③	直近の所得税確定申告書の写し(第一表、第二表(控)、決算書または収支内訳書) ※納税手続きをe-Taxで行っている場合: 受付日時・受付番号が記載されているもの ※納税手続きを税務署で行っている場合: 所轄税務署の受付印のあるもの

(3) 提出方法等

随時登録申請を受け付けています。登録申請を行う場合は、次の送付先に上記登録申請書類を送付してください。

※ 提出書類には重要書類が含まれるため、持参するか簡易書留等の配達確認がとれる方法で送付してください。

送付先

〒299-2592

南房総市岩糸2489番地

南房総市役所 丸山分庁舎

教育委員会 子ども教育課 宛

※封筒には「学校外教育サービス利用助成事業参画事業者登録申請書」
在中 と記載してください。

(4) 提出に関する注意事項

提出書類の記入等に関する質問又は相談は、南房総市教育委員会子ども教育課へお問い合わせください。

提出された書類を確認し、登録決定(却下)通知書を送付します。登録された参画事業者の情報は、利用者に周知する参画事業者リストに掲載します。

提出書類に不備、不足等がある場合、登録決定通知書の送付までに時間を要することがあるため、十分に確認の上提出してください。

【お問合せ先】

南房総市教育委員会 子ども教育課

TEL 0470-46-2966 (8:30~17:15)

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
登録申請書類は、南房総市ホームページからダウンロードすることもできます。

（５）登録申請からサービス提供までの流れ

登録申請は随時受付します。

受付後に内容の審査を行い、市が登録の決定をした場合は、登録決定通知書を送付します。登録決定通知書に記載された取扱開始月から参画事業者として教育サービス利用助成券を取り扱うことができます。取扱開始月は原則申請日の翌月からです。

３ 訪問調査の実施

（１）登録申請時の調査

南房総市は、登録申請書の受付後、登録申請書記載内容等の確認のため、事業者が学校外教育サービスを提供する場所等を訪問し、必要な調査を行うことがあります。

（２）登録後の調査

南房総市は必要に応じて、参画事業者に対して、利用者の学校外教育サービスの利用の状況、参画事業者が利用者に提供している学校外教育サービスの内容の確認又は本事業の改善、効果の測定のため、参画事業者が学校外教育サービスを提供している場所等を訪問し、必要な調査を行うことがあります。

※ 本調査のため、南房総市は参画事業者に対して利用者の名簿、サービス申込書の控え、その他資料の閲覧及び提出を求めることがあります。

※ 登録申請を行う事業者及び参画事業者は、上記調査に協力しなければなりません。

４ 参画事業者の登録

（１）登録事項の変更届出等

登録事項を変更する場合は、あらかじめ「南房総市学校外教育サービス利用助成事業参画事業者登録内容変更届（第9号様式）」を提出してください。

届出がなかったことにより、南房総市からの通知、送付書類、振込金その他が延着又は不到着となっても、通常到着すべきときに参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、南房総市からの通知、送付書類及び振込金等の受領に関し、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、参画事業者は自らの

責任において解決するものとし、南房総市の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。

参画事業者としての登録を抹消する場合は、あらかじめ「南房総市学校外教育サービス利用助成事業参画事業者登録抹消届（第10号様式）」を提出してください。

（２）登録を認めない場合

南房総市は、参画を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、参画事業者としての登録を認めないことができるものとします。

ア 登録申請書の内容に虚偽、その他不実記載が認められたとき。

イ 登録申請書又は申請書に添付された文書に記載漏れ、その他の不備が認められたとき。

ウ 事業実施要綱、本募集要項に違反したとき。

エ 事業実施要綱、本募集要項に定める条件を満たさないとき。

オ 本募集要項「3 訪問調査の実施」に規定する調査実施に際し、「2 参画事業者の登録申請（1）登録の条件」を満たすことが確認できない場合や登録申請を行う事業者及び参画事業者（その関係者を含む）による以下の行為が確認されたとき。

（ア）脅迫的言動、暴力行為、他人の名誉・信用に対するき損行為

（イ）偽計又は威力を用いた業務妨害行為

（ウ）何らかの不当要求行為

（３）その他

参画事業者としての登録は、南房総市が当該参画事業者の提供する学校外教育サービスの内容、安全性その他品質を保証したものではなく、参画事業者は利用者等に対して、南房総市がそれらを保証したと誤認させるような方法で広告宣伝、取引の誘引を行うことはできません。

5 参画事業者の登録の取り消し

（１）登録の取り消し

参画事業者が、次のいずれかの事由に該当するときは、南房総市は参画事業者に対し「南房総市学校外教育サービス利用助成事業参画事業者登録取消通知書（第8号様式）」をもって、直ちに参画事業者としての登録を取り消すことができるものとします。

なお、これにより南房総市に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

ア 登録申請書（申請書に添付した文書を含む。）の記載事項又は「4 参画事業者の登録」に示す登録事項の変更届出等で届出事項を偽って記載したことが判明したとき。

- イ 「２ 参画事業者の登録申請」に定める登録の条件を満たさなくなったとき。
- ウ 政治教育（特定の政治思想を支持又は反対するために行われる教育及び特定の公職者若しくはその候補者又は政党を推薦、支持又は反対する教育）又は宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、教育サービス利用助成券によりそのサービス対価の支払いを受けたとき。
- エ 参画事業者の代表者若しくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、又は行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、南房総市が登録の取り消しが相当と判断したとき。
- オ 監督官庁から営業の停止又は取消の処分を受けたとき。
- カ 「１０ 教育サービス利用助成券の利用」に反し、南房総市に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき。
- キ 「１４ 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき。
- ク 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、南房総市が参画事業者として不適当と認めたとき。
- ケ 参画事業者が南房総市に申請した所在地に実在しないとき、又は南房総市に申請した連絡先に南房総市から連絡ができないとき。
- コ 参画事業者が行う教育サービス利用助成券利用に係る請求に疑義があり、南房総市が参画事業者として不適当と認めたとき。
- サ 参画事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者への学校外教育サービス提供を行っているときと南房総市が判断したとき。
- シ 参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「１５ 個人情報の保護等」に示す個人情報に第三者に提供、開示され若しくは漏えいする事故が生じたと南房総市が判断したとき。
- ス 参画事業者が提供した学校外教育サービスにおいて事故等が発生し、利用者又は第三者に重大な損害を与えたとき。
- セ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき。
- ソ 参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて南房総市の信用をき損し、又は南房総市の業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき。

タ その他、事業実施要綱及び本募集要項に違反したとき。

(2) 登録取り消し後の処理

参画事業者は、登録取り消し後、直ちに、参画事業者の負担において参画事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。

また、登録取り消し後に利用者より教育サービス利用助成券の利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

6 参画事業者情報の公開

南房総市は、参画事業者の名称、登録教室名、教室所在地、連絡先、サービス内容、サービス費用等の情報を、書面又はホームページにおいて公開することができるものとします。

7 教育サービス利用助成券の有効性の確認

- (1) 参画事業者は、利用者から教育サービス利用助成券を受け取る際、善良な管理者の注意をもって、教育サービス利用助成券の有効性を確認しなければなりません。
- (2) 教育サービス利用助成券の偽造、変造、その他不正利用により生じた損害について、南房総市はこれを賠償する責を負いません。
- (3) (2)に該当する場合、南房総市は「12 教育サービス利用助成券利用に係る請求」に定める参画事業者への支払いについて、支払いの留保又は取消をすることができるものとします。

8 教育サービス利用助成券の無効及び利用者の資格喪失

南房総市は、教育サービス利用助成券の偽造、複製、紛失、その他教育サービス利用助成券の適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定の教育サービス利用助成券を無効にすることができるものとします。また、利用者が事業実施要綱に定める利用者の要件を満たさなくなった場合、南房総市は利用者としての資格を喪失させることができることとします。

9 教育サービス利用助成券の偽造、変造への対処

- (1) 教育サービス利用助成券の偽造、変造が発覚した場合、南房総市は参画事業者に書面にて連絡することとし、その書面到着以降、参画事業者はより厳重な注意をもって教育サービス利用助成券を確認しなければなりません。

- (2) 参画事業者は教育サービス利用助成券の偽造、変造を発見した場合、速やかに南房総市にその旨を通知するとともにその流通防止に協力しなければなりません。

10 教育サービス利用助成券の利用

- (1) 参画事業者は、利用者から教育サービス利用助成券の利用を求められた場合、「13 教育サービス利用助成券の利用の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なく教育サービス利用助成券の利用を拒否してはなりません。
- (2) 参画事業者は「13 教育サービス利用助成券の利用の拒否」に定める理由で教育サービス利用助成券の利用を拒否した場合、速やかに南房総市にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- (3) 参画事業者が利用者に提供する学校外教育サービスは、利用者以外の児童・生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- (4) 参画事業者が利用者に提供する学校外教育サービスは、本事業の対象者のみを対象とするのではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- (5) 参画事業者が教育サービス利用助成券を利用する児童・生徒に提供する学校外教育サービスに係る料金は、教育サービス利用助成券を利用しない児童・生徒に提供する学校外教育サービスに係る料金と同一の設定である必要があり、教育サービス利用助成券を利用する児童・生徒に対してのみ手数料等を上乗せすることは認められません。

11 教育サービス利用助成券の利用範囲

(1) 教育サービス利用助成券を利用できる費用

教育サービス利用助成券を利用することができる費用は次のとおりとします。

- ア 入会金、入塾金及び入塾テスト等の学校外教育サービスの提供を受けるため、初期に必要な費用
- イ 受講料、月謝、その他学校外教育サービスの対価として支払う費用
- ウ 教材・教具、道具、ユニフォーム、制服等の費用で、学校外教育サービスを利用するために必要不可欠な物品等で参画事業者にその支払いを行うべき費用（利用者が提供を受ける学校外教育サービスの利用に付随しない物品等の費用及び参画事業者以外の事業者等に支払われる物品等の費用は含まない。）
- エ その他、南房総市が認めた費用

(2) 教育サービス利用助成券を利用できない費用

次の費用に教育サービス利用助成券を利用することはできません。

- ア 参画事業者以外の事業者に支払うべき費用
- イ 学校外教育サービスを利用するために必要でない物品の費用

- ウ 参画事業者が提供したサービスの費用のうち、事業実施要綱又は本募集要項が定める学校外教育サービス以外の費用
- エ その他、南房総市が不相当と認める費用

1 2 教育サービス利用助成券利用に係る請求

参画事業者は、次の手続きにより教育サービス利用助成券利用に係る請求を行うこととします。

(1) 請求手続き

- ア 参画事業者は、利用者から教育サービス利用助成券を受領した場合、利用者氏名及び住所の記載があることを確認し保管します。
- イ 参画事業者は、教育サービス利用助成券の裏面に事業者名を記入押印し、月ごとに取りまとめ、学校外教育サービス利用助成事業使用実績報告書兼請求書（第11号様式）と併せて、学校外教育サービス提供完了後の翌月15日までに南房総市長宛てに提出してください。
- ウ 南房総市は、イで送付された教育サービス利用助成券を確認し、教育サービス利用助成券の利用が交付決定を受けた児童・生徒本人であることや不正な行為による利用でないこと等を確認します。
 - ※ 上記確認の結果、教育サービス利用助成券及びそれに付随する請求書等に不備等を発見した場合、南房総市は当該参画事業者に対する支払いを留保することができるものとします。
- エ 南房総市は、ウにより確認を行った結果、請求額が適正であると認められる場合は、請求を受けた日の属する月の翌月末日までに参画事業者に対して支払いを行います。

(2) 年度末に係る請求手続き

サービス提供月の属する年度に係る請求手続きは当該年度中に行わなければなりません。年度を越える請求については、南房総市は支払いをすることができませんので注意してください。

※学校外教育サービスの提供月が3月の場合の提出期限は別途連絡します。

(3) 教育サービス利用助成券受領・支払の流れ（例）10月利用分の場合

サービス提供 (参画事業者→利用者)	10月 参画事業者は、教育サービス利用助成券利用者に学校外教育サービスを提供します。
-----------------------	---



教育サービス利用助	10月
-----------	-----

成券による支払い (利用者→参画事業者)	利用者は、学校外教育サービスの費用を教育サービス利用助成券で支払います。
-------------------------	--------------------------------------



市へ請求 (参画事業者→市)	請求期間（１０月２５日～１１月１５日） 参画事業者は、その月の事業完了後、学校外教育サービス利用助成事業使用実績報告書兼請求書（第１１号様式）と利用者から支払いを受けた教育サービス利用助成券を南房総市宛てに送付します。 (※郵送の場合は１５日（必着）)
-------------------	--



支払い (市→参画事業者)	１０月に請求の場合は、１１月末日までに支払い １１月に請求の場合は、１２月末日までに支払い 南房総市は、参画事業者に対して請求金額を支払います。
------------------	--

（４）支払いの取り消し

南房総市は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、教育サービス利用助成券利用に係る請求の支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、南房総市の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

ア 「１５個人情報保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき。

イ 「５参画事業者の登録の取り消し」のいずれかに該当する疑いがあるとき。

ウ 参画事業者において教育サービス利用助成券の不正取扱があったとき、又は不正取扱をした疑いがあるとき。

エ 参画事業者が行った教育サービス利用助成券利用に係る請求が正当なものでないとき、又は学校外教育サービス利用助成事業使用実績報告書兼請求書記載内容に不実不備があるとき。

オ 「８教育サービス利用助成券の無効及び利用者の資格喪失」、「１３教育サービス利用助成券の利用の拒否」に反して、利用者へ学校外教育サービスを提供し、教育サービス利用助成券によりそのサービス対価の支払いを受けたとき。

カ 参画事業者の事情により、利用者に対する学校外教育サービスの提供が困難になったとき。

キ 「５参画事業者の登録の取り消し」により参画事業者の登録を取り消した日以後に、利用者に学校外教育サービスを提供し、教育サービス利用助成券によりそのサ

ービス対価の支払いを受けたとき。

ク その他、利用者への学校外教育サービスの提供が事業実施要綱及び本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。

(5) 支払いの留保

南房総市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以後、南房総市が支払うべき金額の全部又は一部の支払いを留保することができるものとします。

ア 参画事業者が行った教育サービス利用助成券利用に係る請求に疑義があると南房総市が判断したとき。

イ 参画事業者が「5 参画事業者の登録の取り消し」に掲げる事由に該当したとき、又は該当するおそれがあると南房総市が認めたとき。

ウ 参画事業者が行った利用者への学校外教育サービス提供について、「1 2 教育サービス利用助成券利用に係る請求（4）支払いの取り消し」のいずれかに該当するか又はそのおそれがあると南房総市が認めたとき。

※ 支払い留保後に当該留保事由が解消し、南房総市が当該留保金の全部又は一部の支払いを相当と認めた場合には、南房総市は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、南房総市は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

1 3 教育サービス利用助成券の利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、教育サービス利用助成券の利用を拒否するとともに、直ちに南房総市に連絡し、南房総市の指示に従うものとします。

- (1) 明らかに偽造、変造、模造と判断できる教育サービス利用助成券の提示を受けたとき。
- (2) 教育サービス利用助成券を提示する者が明らかに不審であると思われたとき。
- (3) その他教育サービス利用助成券の利用等について不審があると思われたとき。

1 4 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の南房総市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりすることはできません。

1 5 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 参画事業者は、利用者への学校外教育サービス提供を行う上で、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、南房総市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 個人情報を利用者へ学校外教育サービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄又は消去しなければならない。
- (3) 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければならない。
- (4) 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、若しくは漏えいする事故が生じた場合、又は事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を南房総市に報告しなければならない。
- (5) 南房総市は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければならない。
- (6) 参画事業者は、(4)の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査の上、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を南房総市に報告しなければならない。
- (7) (6)の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとする。
- (8) 参画事業者の責に帰すべき事由により、(4)の事故が生じた結果、利用者、南房総市又はその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負う。
- (9) (1)から(8)にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み南房総市個人情報保護条例（平成18年南房総市条例第11号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければならない。
- (10) 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- (11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとする。

16 利用者との紛議等の解決

- (1) 参画事業者は、学校外教育サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、又はこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければならない。

なりません。

(2) 参画事業者は、学校外教育サービスの提供において、事故等が発生し、利用者又は第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。

(3) (1) 及び (2) の場合、南房総市は一切の責任を負わないものとします。

17 損害賠償責任

参画事業者が事業実施要綱、本募集要項に違反した結果、利用者、南房総市又はその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

【お問合せ・相談先】

南房総市教育委員会 子ども教育課

PHONE : 0470-46-2966

FAX : 0470-46-4059

E-mail : kodomo@city.minamiboso.lg.jp

開庁日 : 平日 (午前8時30分から午後5時15分まで)

閉庁日 : 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12月29日～翌年1月3日)